令６農業振興第 1001 号
令和６年(2024 年)１２月 20 日

安渓　貴子　様

山口県農林水産部
農業振興課農業技術班

公文書の写しの送付について（事務連絡）

令和６年(2024 年)11 月３日付け(令和６年 11 月７日受付)で請求のありました公文書の開示に係る公文書の写しの交付につきましては、開示実施手数料及び郵送料の納付を確認後、送付しますので、下記により納付されるようお願いします。

記

１　納付額

(1)開示実施手数料……　４０円
　内訳 光ディスク１枚 × 40 円 ＝ ４０円
(2)郵　　送　　料……１８０円

２　納付方法

(1)開示実施手数料は、令和６年(2024 年)12 月 18 日付け令６農業振興第９８６号で送付いたしました「公文書の写しの送付について（事務連絡）」に同封の納付書「40 円分」により納付してください。
※開示実施手数料は郵便切手での納付はできません。
※為替証書又は現金書留による納付を希望される場合は、御連絡ください。

(2)郵送料は、同封の納付書「180 円分」(又は郵便切手)により納付してください。
※郵便切手により納付をする場合、郵便切手を連絡先まで郵送してください。
その場合、郵送料は、納付書「180 円分」で納付いただく必要はありません。
なお、その場合も開示実施手数料は、納付書「40 円分」で納付してください。
※誤って過大に納付された場合、写しの交付時に切手で返却します。

３　公文書の写しの送付時期について

公文書の写しは、**納付確認後**に送付します。
原則、**県側のシステムで納付の確認を行いますので、入金の連絡は不要です。**
ただし、金融機関納付の場合、県側のシステムでの納付確認までに日数（約 5～10 開庁日）がかかりますので、**写しの交付を急がれる方は、「金融機関等の領収印が押印された『納入通知書兼領収書（コピー可）』等を連絡先まで送付してください。領収書の原本を送付いただいた場合**は、公文書の写しと一緒に返送します。

４　その他

納付状況に関わらず、決定通知に記載の開示日前には公文書の写しを送付できませんので、御了承ください。

○連絡先　　〒753－8501　　山口市滝町１番１号
山口県農林水産部農業振興課農業技術班　TEL(083)933-3366

令６農業振興第 1001 号
令和６年(2024 年)１２月 20 日

安渓　貴子　様

山口県農林水産部
農業振興課農業技術班

公文書の写しの送付に関する訂正について（事務連絡）

令和６年(2024 年)12 月 18 日付け令６農業振興第９８６号で送付いたしました「公文書の写しの送付について（事務連絡）」について、下記のとおり誤りがありました。

お詫びして、別添のとおり訂正いたしますとともに、既に送付しております納付書「110 円分」は破棄していただきますようお願いいたします。

記

正誤表

正誤箇所	誤	正
１　納付額 (2)郵送料	１１０円	１８０円
２　納付方法	(2)郵送料は、同封の納付書「110 円分」（又は郵便切手）により納付してください。 ※郵便切手により納付をする場合、郵便切手を連絡先まで郵送してください。 その場合、郵送料は、納付書「110 円分」で納付いただく必要はありません。	(2)郵送料は、同封の納付書「180 円分」（又は郵便切手）により納付してください。 ※郵便切手により納付をする場合、郵便切手を連絡先まで郵送してください。 その場合、郵送料は、納付書「180 円分」で納付いただく必要はありません。

○連絡先　　〒753－8501　　山口市滝町１番１号
山口県農林水産部農業振興課農業技術班　TEL(083)933-3366